

# 知っておきたい 保険のはなし

vol.6

## 地震保険は必要です

→火災保険では地震による損害は補償されません→

一瞬にして尊い生命と財産を奪っていく大地震。特に一昨年の東日本大震災はまだ記憶に新しく、私も被災地を訪れる度に心が痛み、大地震の怖さを痛感します。私たちの日本は東日本大震災だけではなく、数多くの地震が頻りに発生しています。その地震から私たちの財産を守るひとつの方法として「地震保険」があります。

地震保険は、地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、法律に基づき政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。保険会社は利潤を取らずに、預かった保険料は準備金として積み立てられています。

対象となるのは、住宅として使用されている建物および併用住宅と、その建物に収容されている家財となりますので、店舗や事務所のみに使用されている建物、および営業用の什器・備品や商品などの動産は対象になりません。

マイホームを購入すると必ず火災保険に加入をされますが、その火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災や損壊、埋没、流失によって建物や家財に生じた損害は補償されないので、特にご注意ください。火災は地震保険でなければ補償されないので。

地震保険は単独では加入ができませんので、火災保険加入の際に付帯して契約して下さい。もちろん、現在地震保険を付帯されていない方でも、後から追加で加入することができます。

地震保険の保険金額（ご契約金額）は、建物・家財ごとに火災保険の保険金額の30～50％に相当する額の範囲内で決めます。しかし、建物は5千万円、家財は1千万円が限度となります。

地震保険の支払い金額は、「全損」の場合は保険金額の100％、「半損」の場合は保険金額の50％、「一部損」の場合は保険金額の5％となります。

地震保険の保険料は、所在地の都道府県とその建物の構造によって異なります。耐震や免震性能に応じた割引制度もありますし、保険料の控除制度もあります。

私は地元歸訪にて22年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元で貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



(株)アスト・コンサルティング  
代表取締役 松澤 毅